

会計細則

第1章 総則

第1条 本細則は、生徒会規約第35条に基づき定める。

第2条 本校生徒会活動に関する一切の会計事務はこの細則による。

第2章 収入

第3条 生徒会費は月額500円とし、定められた日に納入する。

第3章 予算

第4条 予算は、年間会費、前年度繰越金その他をもって構成される。

第5条 予算は、原則として年度始めに決定する。

第6条 予算は、次の5項目に分類する。

本部費、委員会活動費、部活動費、特別費、予備費

第7条 本部費は次のものとする。

1. 生徒会運営に必要な物品の購入費
2. その他生徒会活動に必要な経費

第8条 委員会活動費は次のものとする。

各専門委員会の活動に必要な経費及び物品の購入費

第9条 部活動費は次のものとする。

部活動に必要な経費及び物品の購入費

第10条 特別費は次のものとする。

1. 生徒会全体に関する費用
2. 慶弔費。支出に関しては別に慶弔規定を定める。

第11条 予備費は各部予算以外の追加もしくは臨時に請求に対して生徒会本部の承認を得て支給する。

第4章 支出

第12条 各部の予算支出の請求は、規定された請求書に支出内訳を明記し、各部顧問、生徒会本部会計の承認を得て、本部顧問の認定があれば支出される。

第13条 全ての予算の残額は年度を越えて使用できない。これはすべて生徒会会計に返納し、次年度への繰越金とする。

第5章 付則

第14条 第3条は昭和57年4月1日より施行される。

第15条 第3条を改正し、平成7年4月1日より施行する。

第6章 慶弔規定

第1条 本規定は、会計細則第10条2項に基づきこれを定める。

第2条 慶弔費は次の表の通りとする。

	生 徒	教 職 員
転退任		3,000 円(花束)
弔 費	保護者死亡香典 5,000 円 生徒会名義 会員死亡香典 10,000 円 生徒会名義	職員死亡香典 10,000 円

第3条 災害傷病見舞は程度により、生徒会役員がその都度協議して決める。

第4条 前2条の規定は、すべて特例を除く。